

報道関係者各位

公立学校教職員の懲戒処分について

このことについて、本日の教育委員会で決定され、本日付けで処分をしましたのでお知らせいたします。

記

1 わいせつな行為（盗撮）

高等学校 外国語指導助手 （30歳代、男） [停職6月]

- ・ 令和6年9月、東京都内の駅構内及び商業施設内のエスカレーターにおいて、前に立つ女性のスカート内を自身のスマートフォンで盗撮した。

2 女性職員に対するセクハラ行為

小学校（置賜地区） 教諭 （20歳代、男） [停職1月]

- ・ 令和6年6月、飲食店で同僚と飲酒を伴う会食をした後、迎えの車を待つ間に、同僚の女性職員に抱きつくなどのセクハラ行為を行った。

3 体罰・不適切な行為

小学校（村山地区） 教諭 （50歳代、男） [戒告]

- ・ 令和6年4月に実施した避難訓練の際、ふざけて避難指示の放送を聞いていなかった児童1名に対して、右手拳を左頬に当て1回押し、左手拳を腹部に勢いよく2～3回当て、腹を抱えた被害児童の背中を強く1回押す体罰を行った。

また、令和6年1月から4月にかけて、体育館の壁際に押し付けるような形での指導や、大声をあげて怒鳴るといった不適切な行為を行った。

4 処分年月日

令和6年10月17日

【問い合わせ先】

教育局教職員課 課長補佐（総括・行政給与担当）
横山 範和

電話 023-630-2563

報道監 教育局長 庄司 雅人